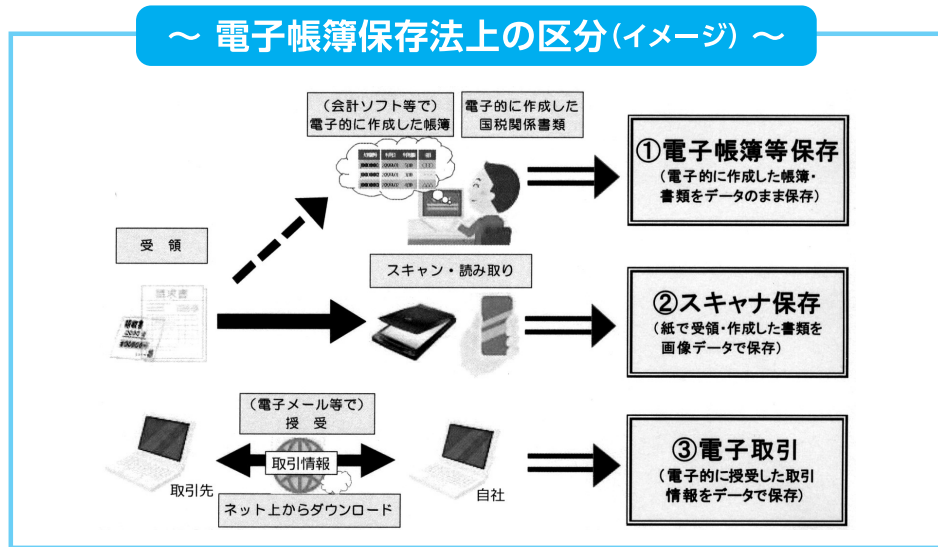


電子帳簿保存法の改正

令和3年度の税制改正において「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成10年法律第25号。以下「電子帳簿保存法」といいます)」の改正等が行われました(令和4年1月1日施行)。帳簿書類を電子的に保存する際の手続き等について、見直しが行われました。

電子帳簿保存法とは?

税法で備付及び保存が義務付けられている帳簿や書類については、各税法において書面により保存することとされています。電子帳簿保存法とは、この原則紙での保存が義務付けられている帳簿書類について電磁的記録(電子データ)によって保存する際の要件及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。電子データによる保存は図のように3種類に区分されています。



①電子帳簿等保存と②スキャナ保存は法律上任意ですが、③電子取引は法律上、すべての法人・個人事業者に義務化されました(※)。申告所得税及び法人税においては電子取引(取引情報を電子データでやり取りすること)について、電子データによる保存が義務付けられました。保存する電子データはパソコン上で検索できるようにするなど国税庁が求める要件を満たしておかなければなりません。

(※)ただし、令和4年度税制改正大綱で、改正・電子帳簿保存法における電子保存の義務化に2年の猶予期間を設けることが発表されました。電子帳簿保存法の改正自体は令和4年1月1日に施行されたものの、電子取引によって授受した国税関係書類の電子保存の義務化は、2年の猶予期間が設けられることになり、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間は、紙による印刷保存の対応も可能となります。

電子帳簿保存法の主な改正点

令和4年1月1日に施行された改正法の主な改正点は以下のとおりです。

- (1) 税務署長の事前承認制度の廃止
- (2) 電子帳簿の一定要件による分類(優良な電子帳簿・その他の電子帳簿)
- (3) タイムスタンプ要件、検索要件等の緩和
- (4) スキャナ保存の要件緩和
- (5) 電子取引のデータ保存の義務化(紙出力保存の禁止)
- (6) 罰則規定(不正があった場合の重加算税の加重措置(スキャナ保存・電子取引))

電子帳簿保存法の改正について、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/index.htm>

本会では電子帳簿保存法に関するセミナーを令和4年2月16日(水)に予定しています。詳しくは先日お送りした案内文書をご覧ください。本会までお問い合わせください。